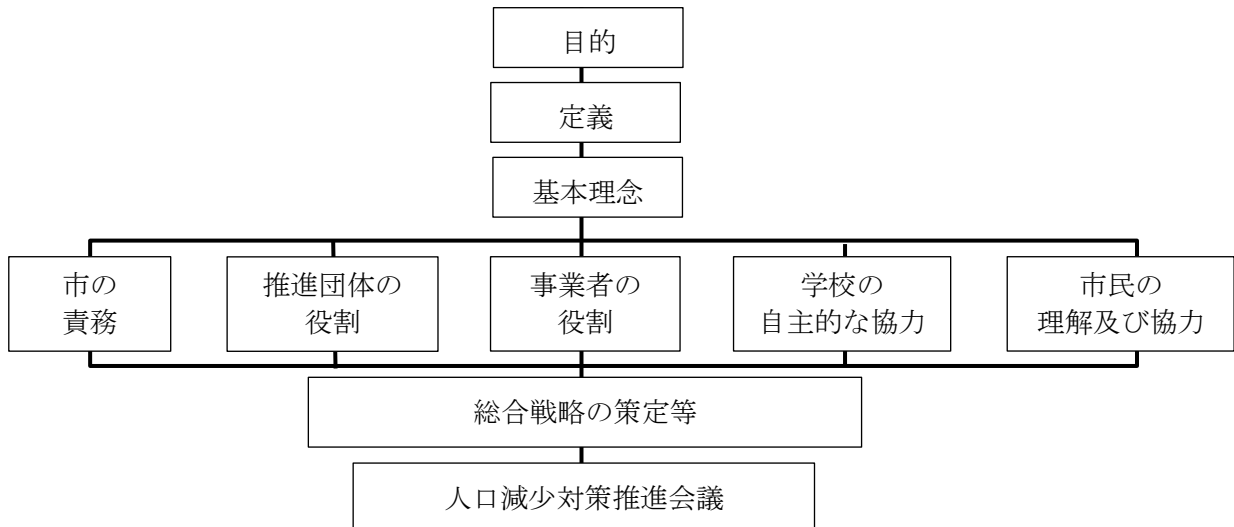


1 構成



2 目的

○ここでは、条例制定の趣旨やこの条例により実現しようとする目的を規定します。なお、この条例は、市の人口減少対策の推進に関する基本的な姿勢を関係団体や事業者、市民等に示す、いわゆる理念条例です。

<条例制定に至った経緯>

国では、急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）を制定し、人口の長期ビジョン及びその実現に向けた総合戦略を策定した。

そのような中、本市でも少子化の進行による人口の自然減や若年層の東京圏・関西圏等への流出等により、人口が 2010 年以降減少局面に入っており、人口減少問題は、本市が優先して取り組むべき重要課題となっている。

<この条例の目的>

そこで、この条例は、人口減少対策（将来に向けて本市人口の安定化と年齢構成の平準化を図るとともに、潤いのある豊かな生活や魅力的で活力のある地域社会の維持・発展を目指す対策をいう。以下同じ。）の推進について、基本理念、市の責務、関係団体等の役割等といった人口減少対策の基本となる事項を定めることにより、人口減少対策に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民生活の安定や地域経済の持続的な発展に寄与することを目的とする。

3 定義

○ここでは、条例で使用する用語の定義を次のとおり規定します。

- (1) 松山圏域 本市及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき本市と連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結している市町の区域をいう。
- (2) 推進団体 人口減少対策の推進に賛同する団体をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は団体をいう。
- (4) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び同法第 124 条に規定する専修学校であって、市内に存するものをいう。
- (5) 市民 市内に居住し、又は滞在（通勤又は通学を含む。）する者及び事業者その他の団体をいう。

4 基本理念

○ここでは、人口減少対策及びその推進のための基本理念を次のとおり規定します。

- (1) 市民が、将来への様々な夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、多様性豊かで魅力ある地域社会の形成と日常生活及び社会生活を営む基盤となる財・サービスの確保を図る。
- (2) 居住、結婚、出産、育児、就学、就業等は個人の自由な意思に基づくものであることを前提に、市民やそれ以外の者が、本市での居住、結婚、出産、育児、就学、就業等を希望する意思を持ち、及びその実現の可能性が高まるよう環境の整備を図る。
- (3) 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図る。
- (4) 市内はもちろんのこと、松山圏域とそれ以外の都市や地域との人、もの、資本、サービス、情報等の共有や交流を活発化し、行政及び民間サービスの向上や民間投資、雇用創出等の促進を図る。
- (5) 市民が誇りと愛着を持ち、市民以外の人々が憧れを抱く地域となるよう、本市の持つ地域性への共感や信頼を高めるとともに、安全で安心な地域づくりを推進する。
- (6) 国、関係地方公共団体、市、推進団体、事業者、学校、市民その他の関係者の連携・協力を図る。

5 市の責務

○ここでは、基本理念にのっとり、市の責務を次のとおり規定します。

- (1) 市は、基本理念にのっとり、人口減少対策に関する総合的な施策の策定、周知、実施及び検証をするものとする。
- (2) 市は、国、関係地方公共団体、推進団体、事業者、学校市民その他の関係者との連携・協力により人口減少対策を推進するものとする。

6 推進団体の役割

○ここでは、人口減少対策を推進していく上で、推進団体が努めるべき役割を次のとおり規定します。

推進団体は、基本理念にのっとり、人口減少対策をそれぞれの立場で積極的に推進し、又は支援するとともに、市その他の者が実施する人口減少対策に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

7 事業者の役割

○ここでは、人口減少対策を推進していく上で、事業者が努めるべき役割を次のとおり規定します。

事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、市その他の者が実施する人口減少対策に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

8 学校の自主的な協力

○ここでは、人口減少対策を推進していく上での学校の協力について、次のとおり規定します。

- (1) 市内に存する大学及び専修学校は、自主的に、人口減少対策に関する専門的知識を有する人材の育成及びその研究に努めるものとする。
- (2) 学校は、自主的に、人口減少対策に関する理解を深める学習等を通じて、地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。
- (3) (1) 及び (2) の協力は、学校その他教育に関係する者の自由かつ自律的な意思のみに基づいて行われるものとする。

9 市民の理解及び協力

○ここでは、人口減少対策を推進していく上での市民の理解及び協力について、次のとおり規定します。

市民は、人口減少対策についての関心と理解を深めるとともに、市その他の者が実施する人口減少対策に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

10 総合戦略の策定等

○ここでは、(仮称)松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定等について、次のとおり規定します。

- (1) 市長は、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項の規定に基づき、人口減少対策に関する総合的な施策の推進に関して(仮称)松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定するものとする。
- (2) 総合戦略には、人口減少対策に関する基本的な目標、施策、評価指標その他必要な事項を定めるものとする。
- (3) 市長は、総合戦略の策定に当たっては、推進団体その他の関係者の意見を反映するための必要な措置を講じるものとする。
- (4) 市長は、総合戦略を策定したときは、遅滞なくこれを公表し、周知するものとする。
- (5) 市長は、総合戦略に基づき人口減少対策に関する施策を実施するとともに、毎年度、その実施状況や効果等を調査・分析し、総合的な検証を行うものとする。
- (6) 市長は、社会経済情勢等の環境の変化を勘案するとともに、(5)による検証の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、総合戦略を変更するものとする。なお、この場合の手續については、(3)及び(4)に準じるものとする。

11 人口減少対策推進会議

○人口減少対策を推進していく上で、調査・検証等を行う組織について、次のとおり規定します。

- (1) 推進団体のうち法人格を有する団体は、人口減少対策を推進するために必要と認めるときは、産業、行政、教育、金融、労働、報道及び市民活動の各分野に属する推進団体とともに規約を定め、人口減少対策推進会議を設置することができる。
- (2) 人口減少対策推進会議は、この条例及び総合戦略に定める事項、その実施状況その他必要な事項について自ら調査、検証等を行い、市長に意見を述べることができる。
- (3) 市長は、人口減少対策推進会議から求めがあったときは、適当と認められる範囲内において、必要な協力をすることができる。

12 財政上の措置

○人口減少対策を推進するための市の財政上の措置について、次のとおり規定します。

市は、人口減少対策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。